

令和元年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和元年9月5日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係 長	岡田 光代
--------	-------	-----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	面 卷 昭 男
総 務 課 長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本 庄 徳 光
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	加藤 惠三	福祉子ども課長	中 尾 歩 美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	猪 川 恭 弘
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東 浦 寿 也
住 民 課 長	関口 修	都市建設部長	植 村 俊 彦
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	松 岡 洋 右
上下水道課長	上田 俊雄	会 計 管 理 者	黒 崎 益 範
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	栗 本 公 生
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 11番 濱議員

1. 多文化を認め合う観光まちづくりを

(1) 海外、また国内から斑鳩町を訪れる外国人観光客の方々をあたたくお迎えするための取り組みについて。

①多言語での観光案内、パンフレット、表示、通訳、W i - F i 等の現状について。

②宗教や慣習に対応する取り組みについて。

③「刺青」について。

2. ウォーキングの支援について

(1) ウォーキング支援の取り組みについて。

(2) 反射素材等の安全用品の配布や万歩計等によるマイレージ評価について。

(3) 健康増進のためにウォーキングを行う方々がさらに楽しく、効果的に続けるための提案について。

3. 公共施設等の身体障害者駐車スペースについて

(1) 乗降時に雨に濡れないように屋根等の設置について。

〔2〕 5番 伴議員

1. この2年弱の町政を伺う

(1) 町長公約に掲げられていた施策について、就任後における主要な取り組み実績を伺う。

(2) 役場業務の効率化と諸事業の精査からの経費削減の進捗を伺う。

(3) 副町長の議会对応及び職責について、真意を伺う。

〔3〕 13番 奥村議員

1. 乳児用液体ミルクの備蓄について

(1) 町として災害時の乳児用液体ミルクを備蓄する考えはあるかについて。

2. 死亡に伴う町役場での手続きをわかりやすくご案内することについて

(1) 死亡に伴う手続きに来庁された方にどのような案内をされているかについて。

- (2) 将来的に「おくやみコーナー」を設置する考えはあるかについて。
- 3. 持続可能な開発目標（SDGs）の観点から町のゼロ・ウェイストの取り組みについて
 - (1) 町のゼロ・ウェイストの取り組みの現状と課題・今後の展望について。
 - (2) 海や川のプラスチックゴミ汚染についての町の認識について。
 - (3) プラスチックゴミ汚染を減らすための意識啓発・海、川へのゴミの流れを防ぐ活動への呼びかけ・環境学習へ取り組むことについて。

〔4〕 1番 溝部議員

- 1. 児童虐待について
 - (1) 児童虐待の防止に向けた取り組みについて。
 - (2) 課題のある家庭への介入と支援の現状について。
 - (3) 国の基準では児童福祉司1人あたりの相談事案40件と規定しているが、現状と来年度の体制について。
 - (4) 2010年に虐待死がおきた桜井市では担当職員だけでなく、全職員に児童虐待対応マニュアルを配布し、研修を行っているが斑鳩町でも取り組んでみてはどうか。
- 2. ドライブレコーダー導入に対する補助金創設について
 - (1) 一般車両にドライブレコーダーを普及させることで運転者の安全意識の高揚を図るとともに、全国で発生しているあおり運転などによる走行中の記録映像が犯罪被疑者の検挙率向上につながることから、斑鳩町としても購入の補助を検討してはどうか。
- 3. 流域下水道処理場の負担軽減について
 - (1) 斑鳩町公共下水道事業と奈良県の流域下水道事業の状況について。
 - (2) 流域下水道処理の維持負担金等について。奈良県から斑鳩町が負担する費用（単価）の説明内容について。
 - (3) 奈良県流域下水道における処理区分ごとの市町村負担金、維持管理経費の負担軽減について。

〔5〕 6番 大森議員

- 1. 斑鳩町中央体育館の町外居住者の使用について

1. 河川改修については国、県で進められているが、内水対策について
 - (1) 本年8月19日に時間雨量50ミリを超える雨が斑鳩町でも降りました。今後もこの雨量を超えることが懸念される。
 - ①ハード的な対策としては、どのような対策を実施されているか。
 - ②民間開発に対する対応はどのような対策を実施されていますか。
2. これから頻繁に発生すると考えられる水害等の災害について町の対策について
 - (1) 小規模市町村では、防災担当職員が少なく、大規模災害の時に対応できなかったという記事が新聞で報道されていたが町としては、大規模災害に対し、どのような組織体制での対応を行うこととしていますか。
3. 小学校・中学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことについて
 - (1) 昨年のおおさか北部地震が児童生徒の通学時間帯に発生した。大阪府の教育委員会は、保護者からの「子どもの安否確認ができず不安だった」等の声を受け、学校内にスマートフォン等の持ち込みを事実上、容認した。また文部科学省も「小中学校は持ち込みを原則禁止」を見直す方針を打ち出した。このことについて町の見解をお尋ねします。
 - ①斑鳩町の子どもたちのスマートフォン等の所持率は。
 - ②斑鳩町では小中学校にスマートフォン等を持ち込むことについて検討していますか。
4. プラスチックごみ袋の取り扱いについて
 - (1) 可燃ごみは有料でかつ住民の皆様の努力により年々減少傾向にあります。プラスチック用のごみ袋は無料ということと、ゴミを捨てる以外の用途で使用している場面も見かけ配布枚数が増加している傾向にあります。生産にかかるコスト等も増加すると考えられますが、町としてはどのようにお考えですか。

〔8〕 2番 齋藤議員

1. 災害時の命を守る体制づくりについて

(1) 災害時の避難場所について。

避難場所までの距離や避難場所の収容人数などに限界があります。地域にある公園や民間企業と協定を結び、スーパーの駐車場や大型店舗の駐車

場など活用させていただくなど、地域の自主防災会、自治会などと連携して避難場所の確保や地域住民への周知を図った方がいいと思います。

災害時の避難場所について、どのようにお考えかお尋ねします。

(2) 斑鳩町における自主防災組織防災組織間の連携について

大規模な災害発生時に対応していくためには、今後それぞれにおける組織の取り組みに加え、さまざまな住民団体の横の連携も必要となると思います。自主防災組織の連携を深めるため、町としては、今後、どのような取り組みを進めようと考えておられますか。

2. 介護予防活動支援事業について

(1) 介護予防活動支援事業の効果について。

地域における介護予防活動の育成及び支援を行うため、平成30年度から助成金を交付されています。この制度を活用して100歳体操など介護予防活動を実施されて大好評です。

介護予防活動支援事業に参加されている団体数と今までの効果をどのようにお考えか教えてください。

(2) 介護予防活動支援事業の継続について。

介護予防活動支援事業は平成29年度から実施され令和元年度までとなっています。

令和2年度以降も介護予防活動支援事業の継続を期待していますが、どのようにお考えですか。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。議長のお許しをいただき、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。1点目は、「多文化を認め合う観光まちづくりを」ということで挙げさせていただいております。海外また国内から、斑鳩町を訪れる外国人観光客の方々をあたたくお迎えするための取り組みについてが最初の質問でございます。

法隆寺、斑鳩町だけでなく、日本は世界各国からの観光客を迎える機会が次々と予定されております。オリンピック・パラリンピック、また大阪での万国博覧会に加え、世界遺産法隆寺の1400年御遠忌など、世界じゅうから注目される機会が増加してまいります。おいでくださる外国人観光客は人数もさることながら、国も言語も多様となることが予測されます。

①としてお伺いしたいのは、多言語での観光案内、パンフレット、また表示、通訳、Wi-fi等の現状についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） おはようございます。多言語での観光案内等の現状に関するご質問でございますが、日本政府は観光先進国への新たな国づくりに向けて、訪日外国人客数の目標を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を掲げております。2018年時点で3,119万人を突破し、日本政府観光局が統計を始めて以来、過去最高となり、今後も増加していくことが見込まれているところでございます。

このような中、本町といたしましてもスムーズかつ丁寧な観光案内ができるよう、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表示の観光案内板の設置や、この4か国語にフランス語を加えた観光パンフレットを作成しているところでございます。また、法隆寺iセンターには斑鳩アイセスの方による通訳ボランティアを配置するとともに、JR法隆寺駅と法隆寺iセンターには無料公衆無線LAN、Wi-fiを整備するなど外国人観光

客の利便性を図る取り組みも進めているところでございます。平成30年度にはまち歩き観光拠点に、施設にWi-fiの整備を行う際の補助制度も創設したところでございます。

さらには、文化庁の世界遺産総合活用推進事業補助金を活用し、英語版の観光ホームページを作成するとともに、観光施設だけでなく新たなウォークルートの案内や飲食店の情報を掲載した英語版の奈良・斑鳩里めぐりマップと巻物型のパンフレットを作成いたしました。民間事業者におきましても、ホームページの外国語対応やWi-fiの整備、また外国語表記のメニューを用意するなど、外国人観光客のニーズに対応した受け入れ環境の整備を進められておられるところでございます。

今後につきましても、外国人観光客へのおもてなし環境の充実を図り、さらには観光協会や民間事業者等とも連携・協力し、先進地事例等も参考にしながら、外国人観光客が安心してまち歩きができる受け入れ環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

町だけでなく国や県も観光に関しての取り組みの強化に力を入れているとお伺いいたしましたが、こちらからの発信ではなく、おいでくださった方からのご要望であるとかご意見であるとか、そういったことに対してのお考えをお聞きいたしたく、次の質問をさせていただきます。

2番目に挙げておりますのが、宗教や慣習に対応する取り組みについてでございます。

国、言語の違いだけではなく宗教によつての行動の決まり事や、また、食べ物の規制等もでございます。国際空港などに設置されている祈りの間や厳しい食材に対応したレストランなど民間業者サイドでの取り組みは、来日される方の観光先を決定するその目安として旅行業者の情報のひとつとなっております。また、行動や表現方法の違いなどは限りなくあるのではないのでしょうか。町なかで私たちが観光の方と出会うのは当然でございますが、お互いの違いを尊重し合える、またお互いに笑顔で接することができるようになりたいと思うことは、お客様を迎える気持ちの第一歩だと私は考えております。

今は携帯できる翻訳機などが開発され進化していますけれども、温かい気持ちはそういった言葉を超えるものではないのでしょうか。町内にお住まいの外国の方々やまた海外での滞在経験をお持ちの方などと交流の機会を持つことなどにより、親しみを持って接することができる、違いを尊重し合える、そんなまちづくりが進むのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 外国人観光客の宗教や習慣など多文化を理解するための取り組みについてのご質問でございます。

本町では、先ほど申しあげました観光面での取り組みとともにグローバル化が進む中、外国人居住者の受け入れ環境の整備といたしまして、行政ハンドブックの英語版の発行や町ホームページの日本語、英語、韓国語、中国語の4か国語対応、また、住民活動団体によります小学校の児童と外国人留学生や地域の外国人居住者との国際交流事業を行っていただくなど、多文化共生に努めているところでございます。東京2020年オリンピック・パラリンピックを1年後に控えまして、また、先ほど申されました2025年には大阪関西万博を控えるなど、国による観光先進地への新たな国づくりを背景に、本町におきましても外国人観光客の来訪がさらに増加することを予想しているところでございます。

そのような中、外国人観光客に何度でも訪れてもらえるような魅力ある観光地となるためには、観光協会、民間事業者などとともに連携・協力しながら安心して滞在できる受け入れ環境を整備することはもとより、外国人観光客をおもてなしする心、温かく迎える心を向上させることも求められております。そのためには、地域の住民が歴史や伝統、文化、価値観や風習、生活様式といった互いの違いを認め合い理解し合う、多文化共生意識の醸成が一層必要であるものと認識しているところでございます。一方で、多文化共生を推進していくことは全ての人の人権を尊重するという意識の浸透でございまして、差別や偏見のない社会につながるものとともに、安心して安全なまちづくりや国際理解力の向上のためにも重要なことでございます。

本町といたしましても、今後、外国人観光客の増加が見込まれる中、多文化共生の必要性や重要性を十分認識し、先進地事例等も参考にしながら、多文化共生意識の醸成に向けた取り組みについて調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今、回答の中にありました、子どもさんだけでなく、地域の皆さんもそういった海外の方たち、多文化に触れる機会というものを十分に持っていただきたいなと思います。今の子どもたちまた若者は、昔の方、高齢の方に比べまして、いろいろな機会ですることが満たされているかもわかりませんが、実際になかなかそういう機会に恵まれないという年齢層の方々にも十分に普及していただきたいと思います。要望でございます。

次に、3番目のことについて伺いたいのですが、3番目には、刺青についてというふ

うに挙げさせていただいております。タトゥーという言い方もありますけれども、ここでは刺青ということで挙げさせていただいたんです。それで、観光のことについて聞かせていただいているのに「刺青」というのがちょっと唐突に感じられる方もいると思うんですけれども、ぜひともこのことについてはお聞きしたいと思って挙げさせていただきました。文化の違いは多岐にわたりますが、ここで質問に取り上げました刺青、タトゥーのことは避けては通れないこととして取り上げたという次第でございます。

日本では古くから刺青は、いわゆるやくざとか暴力団というふうなものと関係があると、こういう経緯があり、また、暴力団追放の一環として入浴施設で入浴をお断りするということが一般的に普及してまいりました。刺青、タトゥーをされるのはご本人の自由であります。しかし、海外ではファッションやまた誇りの表現、こういったことによりなされる方がおられ、一般に普及をしております。

一昨日のオリンピックの報道番組で、背中いっぱいの刺青のある水泳選手が映し出されておりました。また、手や足などに小さいタトゥーのある方が大き目のテープを張って温泉入浴できたとの報道もございました。日本では受け入れがたい刺青、その文化、価値観の相違をどう折り合いをつけていくのかは見過ごせない問題でございます。

いかがお考えでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 刺青に関するご質問でございますが、外国人と日本人でいわゆる刺青に対する考え方は文化の違いもございまして、全てを満足させる基準ですかね、そういったものを設けるのは現状的には難しいものと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町では公営で行っている斑鳩の里の入浴施設、また民間ですけれども、これからできて、それからまたこれから建設しようとしている入浴ももちろんあります、宿泊施設など、この問題についてどこかでやはり決めていかなければならないことということが出てくると思うんです。今、斑鳩の里のお風呂では一応、入浴については「刺青の方はご遠慮ください」ということになっているようですけれども、そういったことも含めて、私たち、どこかで遭遇をするということもなきしもあらずです。そういったときにしっかりとお互いを認め合っていくというそういうまちづくりというものをぜひとも進めていただきたいと思いますので、この点についてもしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います、これは要望いたしまして。

いきいきの里については、今でも先ほども言いましたようにお断りをしてるということですが、もしもその刺青のある方がご利用になりたいということでおいでになったときには、どのように対応されるのかということ、お考えをお聞かせください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） ふれあい交流センターいきいきの里のことですけれども、先ほど、質問者もおっしゃいましたとおり、現在、刺青を入れておられる方についての入浴についてはご遠慮いただいているというところでございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。先ほども申しあげましたように、このことについても、先進地域というか受け入れをするためにいろいろな工夫をされているというところがございます。先ほど、紹介したのは、小さいものについてはテープというかちょうど湿布薬みたいな感じのものを張って、それで隠せるというか目立たなくなる程度だったら入浴が大丈夫だということだったりとか、また、時間差で入っただけするようにするとか、そういったようなこと。それから、住民の方の意向をお聞きして、住民の方の協力というか認めていただくというそういう手だてをして一緒に入っただけなど、温泉施設のあるところでは公私ともにできるだけお迎えしようという取り組みがなされています。その点についても十分に検討していただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。2番目に挙げさせていただいておりますのは、ウォーキング支援の取り組みについて、お伺いいたします。

まず、今、早朝から深夜までというか結構、遅い時間まで本当に多くの方がウォーキングを楽しまれておいででございます。ご自分の健康増進を図られている、こういった姿でございますが、身体機能の向上だけでなく認知症の進行を穏やかにすることや改善にも効果があるといわれています。そしてまた器具や費用もかからず、さらに家族や友人とのコミュニケーションの機会となって大変、喜んでウォーキングをされているということです。

町で取り組まれています、こういったウォーキングされる方への支援はどのようなものですか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） ウォーキング支援への取り組みの現状ということでございます。

本町では、第2期斑鳩町健康増進計画に基づきまして保健事業を展開しており、運動

につきましては日常生活の中で継続的に実践できる運動習慣を身につけようという目標を掲げまして、運動習慣の普及に努めているところでございます。運動の中でも、質問者がおっしゃるとおり、ウォーキングは生活習慣病予防に効果のある有酸素運動であり、気軽に取り組みやすく、健康寿命の延伸につながるというふうに言われております。

ウォーキング支援の具体的な取り組みにつきましては、平成28年度には運動普及ボランティアと協働して町内3ルートの健康づくりウォーキングモデルコースを作成し、生き生きプラザ斑鳩内にモデルコースの案内板を設置いたしますとともに、広報紙やチラシでも啓発を行っているところでございます。

また、このモデルコースを活用し、健康づくりのための効果的なウォーキング方法を健康運動指導士より学ぶことを目的に歩こう会を実施しており、日常生活で自分に合った運動習慣を身につけることができるように支援を行っているところでございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。3ルートのコースを使って歩こう会を開催していただき、そこにもたくさんの方が参加されている。しかし、そのコースでなく、毎日ご自分のご自宅の近くをコースを決めてというか、自由に歩いておられる方というのも相当たくさんの方がいらっしゃいます。ウォーキングを早朝や深夜にされる、そういった理由はいろいろですけれども、そのひとつに仕事をしていて勤務の都合、早朝とか夜遅くでないと言時間とれられないと言われる方も結構たくさんおいででございます。いわゆる万歩計をつけたり、今は携帯電話などでも万歩計の機能だとか。そのほかの健康管理に使えるというそういったものをお使いになって励みにして参加されているというか行われているということですけども、歩くだけということでは健康増進のためのマイレージの事業には生かされないのかというようなこともお聞きしたいんですけれども。

マイレージの励みにしているのひとつは、点数をためて、そしてプレゼントをゲットすると、こういったこともございます。日の出前とか日没後の暗い時間帯の安全のためと、なお一層、健康増進を図る一助にこのマイレージのプレゼントにぜひとも加えていただきたいのが、ここに書かせていただいております反射素材を使ったたすきであるとかリストバンド、自転車にお乗りの方が光が当たるとヘッドライトに照らされると光る、こういったたすきだったり、または手にはめて動いてするのが遠くからでも見られると、こういったようなものをぜひともマイレージ事業のプレゼントに追加していただきたいと提案をいたします。それによって、またこのマイレージの事業に参加されるきっかけとなるのではないのでしょうか。歩いた歩数だけですか、毎日、歩いてるよとかいう

ようなことではなく、このマイレージの事業では目標を持って、その達成を点数とするということですが、この事業のウォーキングに関連をするところについて少し説明をしていただけたらと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 質問者がおっしゃられたのは個人でいろいろそういったウォーキングをされているときのポイントの付与のあり方ですとか、あと反射素材を使ったそういう安全用品の配布を景品につけ加える、その2点だったと思いますけれども、その2点について、ご回答をさせていただきます。

まず、この健康マイレージ制度でございますけれども、一人ひとりが健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、自主的な健康づくりや健（検）診、町のイベント等へ参加を行っていただいた方に対しまして景品と交換をできるポイントを付与する制度で、平成29年7月から開始をさせていただいたものでございます。このポイント付与にする対象事業につきましては、町が実施しております「歩こう会」ですとか、生き生きプラザ斑鳩内の歩行浴、体育館のトレーニングルーム等の利用等があるところでございます。また、町が具体的にポイントをこういった形で定めるもの以外に、質問者もおっしゃっているとおり、そういった個人でウォーキング等をされている方につきましても、個人でそれぞれ目標を定めてポイントを付与するという制度もございます。

例えば、ウォーキングで1日8千歩、歩いて体脂肪を1パーセント減らすとかそういった目標の設定の仕方もございますので、目標を設定した時点でポイントを付与する。それで、目標を達成したときにもポイントが付与されると、そういった制度がございますので、そういったことで個人、個人が目標を達成していきますと、ポイントもそういった形で追加をされますことから、楽しみながら自分のペースで健康づくりを継続していただけるような仕組みというふうにさせていただいております。

また、反射素材等の安全用品等の配布ということもございますけれども、そういったことにつきましては今現在、景品のところもまだ今、2年目で、2年目につきましても景品の形については入れかえもさせていただいておりますので、そういった中で検討課題のひとつとして考えさせていただきます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。歩くだけでなく、改善目標をご自分でお持ちになって、その達成のうれしさ、それも継続する励みになりますので、ぜひとも

その辺では力を入れていただきたいと思います。それから、反射素材の件については、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

3番目に、健康増進のためにウォーキングを行う方々がさらに楽しく効果的に続けるための提案についてということで挙げさせていただいております。健康増進、皆さん同じように思っているかもしれませんが、自由に楽しく無理なく行うのが一番大切なことではございますが、自己流では逆効果なことも考えられます。今、ご回答の中に、あらゆる場面でどういうふうにウォーキングをしたら効果的なのかとか、そういったことについては住民の方々にお示ししてというか指導をしてということもあると聞いておりますけれども、例えば、服装であったりとか靴であったりとか、また、姿勢とか歩幅、速度等、効果的にまた安全に行うウォーキング術というのか、そういったことをより一層広めていただくように要望いたします。

歩くというのは、手軽に取り入れられる運動としては大変効果のあるものでございます。安全に続けていけますように、このマイレージ事業だけでなく、健康寿命を延ばす広範囲なことにぜひとも力を入れていただきたいようお願いを申し上げます。

これで、このことについての質問は終わるんですけども、また担当課については違いますけれども、つけ加えて住民の皆さんが要望されていることをひとつ申し上げます。

町内の各地に配置されております公園ですとか、また道路のところに設置されているベンチでありますとか、あずまや等、こういったところでウォーキングの間に休息できるように、そこで一服するよというところで活用をされておりますけれども、これがちょっと草に埋もれていたりとかいうようなこともありますので、ぜひとも健康増進のためにこういったベンチ、あずまや等、こういったところで気持ちよく休憩できるように周辺の整備も合わせてお願いいたしまして、終わらせていただきます。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。3つ目の質問は、公共施設等の身体障害者駐車スペースについてということで挙げさせていただいております。乗降時に雨に濡れないように屋根等の設置についてということで質問いたします。

私のもとには住民の方から様々なお困り事や相談が寄せられております。その中に、役場の身体障害者の駐車スペースについてのご相談がございました。ご高齢の方からでございます。その方は、足の具合が余りよくなく、ふだんは杖をお使いでした。しかし天候が悪いとき、雨模様ときには痛みがいつもより強くなるというようなことで、そういったときには車いすをお使いでございます。ご家族が同行されて役場南側のスペースに駐車をいたしました。車からおりるときに、雨足が少し強くなりました。しかし、

傘を使用することができず、濡れてしまったということでございます。正面玄関の自動扉を利用して中に入るために、その駐車場からのスロープを使って進んでいくためには少しでございますけれども、迂回が必要であったということでございます。

その方は、証明書の発行などの手続きなど、自分でできることは自分でしたいというこういった思いからの来庁でございましたが、身体障害者の駐車スペースに屋根があれば、このような不快な思いはしなくて済みます。屋根の設置もしくは屋根のあるところにスペースを設ける等の改善はできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 役場庁舎における身体障害者駐車スペース等に関するご質問でございます。役場庁舎の来庁者駐車場では、従来から正面玄関付近に身体障害者の方や要介護認定者の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要な来庁者のための優先駐車スペースを3台設けているところでございます。また、車いすご利用の方から雨天の乗降時でも雨にぬれない駐車スペースの整備について要望がございましたことから、平成30年3月に役場の東側の公用車用の駐車場を活用いたしまして、新たに優先駐車スペースとして1台を整備いたしましたところでございます。

これらの優先駐車スペースには路面標示や看板によりその旨を表示を行っているところではございますが、先ほどご質問者も述べられましたように、困っておられる方もおられますことから、さらなる周知・案内に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。庁舎の東側に1台分の雨に濡れないスペースがございましたが、この東側の出入り口、通用口というのか、皆さんがタイムカードを押されている、あそこの入り口ですけれども、その入り口から庁舎内に入ろうと思いと、重いドアを2回にわたって開けなければならない。また、全開にしなければ車いすの通行はできない状況でございます。そういったことから、車いすの方についてはなかなか庁舎の中に入って行くのには、それこそいろいろなバリア、障害がございます。申し出があったということを受けて、東側へ濡れない駐車スペースをつくられたということですが、実際にそのスペースだけでなく、南側のスペースにはたくさんの方が車でおいでになったときに、ふさがっているということも珍しくございません。また、西側の車寄せというんですか、こういうふうに切れているところですね、バス停のような形にしているところ、あそこは乗り降りのときに濡れないようにできているス

ペースですけれども、あの場所には駐車場の線が引かれていないのに斜めにたくさんの駐車車両があるというのも、たびたび目にするのでございます。先ほど、申しあげましたように、自分でできることは何でも自分でしようというふうに思われるということは大変大事なことです。いろいろな障害があったり、またご苦労されている、そういった方々が気持ちよく駐車スペースをご利用できるというように、しっかりとしていただきたいと思えます。

そして、これは要望でございますけれども、この質問にまず最初に「公共施設等の」ということで挙げさせていただきましたが、こういう視点で見ますとなかなか町の公共施設、しっかりと対応できているとは言いがたいところもでございます。スペースというか建物の都合であったりとか、また、駐車場と建物とのつながりだったりとか課題は多いと思えますけれども、新しく建設した施設とか、建物では身体障害者へのこういった配慮が見られます。しかし、本庁舎をはじめ、各施設は建ててからの年数が長く、現状以上の対応が困難と思われても、しっかりと検証をして改善策をご検討いただきますよう強く要望をいたしまして、この質問についても終わらせていただきます。

よろしく申し上げます、ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 改めまして、おはようございます。これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、この9月の定例会は決算審査がございます。そういう意味を持って、私、この、今回、質問、町長がかわられてからのこの1年10か月の、という意味での違った角度からの決算といえますか、そういう意味で質問をさせていただきたいと、そのように思っています。

まず、町長が公約に掲げられていた施策が今、就任後、どのような状況になっているのかをお伺いたします。町長、よろしくお願いたします。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 私が今回、町長に就任させていただきましてから議員がおっしゃられるように1年10か月が経ったわけでございます。ちょうど任期の折り返しの地点ということでございます。町長の就任直後から私の公約でございます「新しい斑鳩を創る」を実現するために5つの柱を掲げまして、まちづくりを進めてまいりました。その

主な成果等につきまして、柱ごとに述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目の柱として『町民が「誇り」を感じ、誰もが「行きたい」と感じるまちづくり』では、JR法隆寺駅周辺の交通結節性の向上など図るために、平成30年の2月に奈良県と「まちづくりに関する包括協定」を締結をしております。今後、それに基づきまして「まちづくり基本構想」を策定いたしまして、関係機関と調整をしながら整備手法等の検討を進めていくというところでございます。また、特産品の販売等が可能なまちあるき観光拠点として町営駐車場を利用いたしまして、駐車場とその北側の町有地を利用いたしまして、マルシェ・宿泊施設等の誘致を進め、平成30年12月には株式会社呉竹荘と基本協定を締結をしたところでございまして、令和3年の聖徳太子1400年御遠忌をめぐりにオープンを目指しているというところでございます。

次に、2つ目の柱として『世界文化遺産のあるまちにふさわしい教育のまちづくり』では、夏季の学習環境の改善を図るために、小学校、中学校での空調設備の整備を進めております。この夏から普通教室の稼働を開始し、8月末には全ての整備が完了したところでございます。また、小・中学校のICT環境整備としてタブレット型のパソコンの導入、また電子黒板の増設、さらには小学校の新学習指導要領の英語の教科化等に向けてALTの配置の充実にも取り組んでいるところでございます。

次に、3つ目の柱として『子育てがしやすく働く女性が輝くまちづくり』では、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業といたしまして、西和5町による広域連携によりまして、奈良県西和医療センター敷地内において整備を進めているところでございまして、来年1月の運営の開始を予定しているというところでございます。また、多様な保育ニーズに対応するためにファミリー・サポート・センターにつきましても、来年4月からの運営開始に向けた開設準備を進めているところでございます。

次に、4つ目の柱として『誰もが住み続けたいと願うまちづくり』では、コミュニティバスの編成として本年4月にバスを2台から1台に減らし、利便性の向上のために高齢者を対象に運賃の無料化を行いました。また王寺駅乗り入れにつきましても、遅くとも来年4月には実現できるよう関係機関との協議を進めているところでございまして、本定例会におきましても、その準備に要する経費等を補正予算案として計上させていただいたところでございます。

最後に、5つ目の柱として『安心して生活できるまちづくり』では、児童・生徒の交通安全対策としてグリーンベルト等の設置等を進めております。また、地域の防災リーダーとしての活動をするために防災士の育成及び自治会等によります防犯カメラの設置

につきましても助成制度を本年4月、新たに創設をしたところでございます。

以上、申しあげましたように、数多くの施策に着実に取り組んできているものの、まだ未だに実現に至っていないものもございます。引き続きまして、公約実現に向けて、初心を忘れず全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） ひとつひとつの施策を今、実現に向けて進められてるということはわかりました。今、お話を聞いている中で、ちょうど昨年8月頃に記者会見された、それをちょっと今思い出しております。そのときに、やっぱり、その当時、太子道の関係があつて、これを斑鳩が離脱するというので、「連携」というテーマが非常に大きな、いろいろな国との連携、県との連携、また近隣の市や町との連携というのが大きなテーマになった、また新聞紙上にもそういう記事が載つてたというのを、今お答えを聞きながら思い出しておつたんですが、まず、国との連携からお伺ひいたします。

やっぱり国との連携となると、道もありますし、だけど、昨今この2日ほど、関東方面であつたり、また三重県の昨日は大雨というような形で、やはりちょっとこれ、遊水地、これ大きなやっぱり、国と斑鳩との大きな事業になってくると思ひます。進捗ぐあい、そのあたり、町長いかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 遊水地の進捗等についてということでございますけど、先ほど言われましたように、きょうのニュースでも四日市のほうでも1時間あたり121ミリというような雨が降っているわけでございます。そのような中で、国のほうにおきましても平成27年1月31日に、この大和川周辺の候補地の地権者を対象にですね、意見交換会等を開催をされたところでございます。その後、目安地区と三代川周辺地区に分けて協議を進められているところでございます。特に、目安地区におきましては、計画地内に墓地が存在するというので、数回にわたり地元説明会を開催してまいりました。

また、昨年には目安自治会の役員の方に対しまして、墓地移転に関する勉強会等の開催も行つておりますし、また、自治会に対しましての説明会も行つたところでございます。

そのような中で、目安自治会におきましては、墓地移転に関するアンケート調査というのを実施をされておられます。そして、そのアンケート調査の結果等も、町と、また国とともに参考にしながら、またこれから地元の理解が得られるように国の力を借りながら、この事業を進めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） お答えいただいて、いろいろな形で折衝を続けていただいているんやなということはわかりました。やっぱり常にやるんだという思いで、これは実行していただきたいと。やっぱりこれは思いといいますか、それが地元の方に通じ、何かいい方法が必ずあると、知恵を出し合いながらやっていただければとそのように思いますので、よろしくをお願いします。

次に、県との連携で、法隆寺駅の横に流れている三代川の改修の進捗、あれも私、子どもころから余り変わってないなあと。そして、特に今、話をした雨のときに非常に危険な状態、また、いつも土のうを積んでいるなどか、そういう感じでちょっと思っておりますので、そのあたりちょっと町長、いかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 三代川の改修の関係でございます。この件につきましては、一部地権者の方の協力が得られないということで、もう何年も前から工事がとまっているというのが状況でございます。県のほうにおきまして、何とかこういう形で早期に改修していただきたいということで、県のほうもその地権者に対しましていろいろ交渉をしていただいているところでございますけども、この期間が経つことによってなかなかその地権者の方にも交渉に応じていただけないというような状況がずっと続いてきたわけでございます。いつまでもこのような状態であるというのは非常に地域的にも迷惑がかかる問題でございますし、また大雨のたびに職員が三代川に張りついているというような状況が続いているわけでございます。そのような中で、何とかこの三代川の改修についても進めていきたいという思いからですね、県だけではなくに町のほうもやはり地権者にお願ひしていかなければならないということで、私のほうからその地権者の方に「一度、お会いさせていただき、この話をさせていただきたい」ということで話をさせていただいたところでございます。また、これにつきましては、今、その地権者の方から一応、交渉のテーブルについていただいております。そして、県のほうにおきましても、その建物の調査等いろいろ補償の問題について調査を進めていただいているところでございますので、これらをまた県の力を借りながら、早期に三代川の改修ができるように進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、そういう形で進めていってるんやというようなことをお聞きしました。「動き出したな」と私は感じて、聞かせていただきました。その中で、やっぱ

り奈良交通のバスを乗られている方も、特に橋との接続のところで何か斜めに波打つような、やっぱりお客さんも乗っておられ、また住民の方もよく使われる道ですので、やはり余り珍しい形、危険が伴っているということもありますので、できるだけ、今のままではよくないと。やっぱり法隆寺駅から間近なところにあるということからも、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

連携で、あと県内の市や町との連携なんですけど、そうなってくると私のイメージからすると「ごみ問題」。これは正直言って今、近隣の市や町と勉強会に入らせていただいていると、こういう状況ということを経済に報告を随時いただいていると。その中で、やはりなぜこんなことになったのかということから考えますと、非常に憤りを私は感じております。議会のほうに伊賀市のほうから、「もう持ち込まんといて」と、「いつまで持ち込むんや」と、「どういふように考えてるんや」といふような文書が来ておったと、そういう文書が来ておることは議会には報告がなかった。実際のところ焼却炉をなくし、そして、ごみの量が減れば減るほど経費が削減するという数字ばかりをお示しいただいて、その中で、私からすると分からんもんやから、そんな形でごみ分別、そしてゼロ・ウェイストという形でそれが一番考えていただいているんやと。実際、今、聞くと、伊賀市さんはそんな形で、民間委託というのが今後どこまで続けれるのかという不安の中で、グループをもう作られているといふような報告もいただきました。その市であったり町であったりで4市や町だとか、また5か所でやっており、それぞれの県内でグループを作られ、今後、広域でそういうごみ問題、焼却の問題を進めていこうといふような形で作ると。それを後から勉強会ということに入らせてもらっていると、このあたり報告を受けておるんですけど、勉強会の状況、今後の考え方、そのあたりをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） ごみ問題につきましては、今、議員が言われましたとおり伊賀市のほうから事前協議の際に指摘を受けたところでございます。このごみ処理につきましてはさまざまな可能性の中で、より安定的な処理の方法をやっぱり確立していくという考えからですね、現在、取り組みを進めているところでございます。そのひとつとして、広域処理の方法がございまして、それにつきましては、現在、奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町そしてこの斑鳩町、3市2町によりまして広域に向けた勉強会の開催をしているところでございます。また、その当時、天理市を中心に10市町村で構成されております山辺・県北西部広域環境衛生組合というのがございまして、これにつきまし

ても平成29年1月には事務担当レベルでも一応この組合の中にも訪問して協議をしたという経緯もあるわけでございます。

これから町といたしましても自区内処理は、このごみ処理というのは原則でございますので、それを踏まえつつ現在、参加しております5市町村の勉強会を含め、さまざまな可能性を探りながら、またより多くの選択肢等の中から安定した処理の方法を確立をしていきたいというふうに考えているところでございます。

本当に言われるように、このごみ問題についてはなかなか難しい面もございます。

これからどのような形で処理の方法を選択していくか、またこれから、また議会のほうとも十分、協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、お聞きして、「この問題は非常に難しい」とおっしゃったのがよくわかります。やっぱり1日でもとめるわけにはいかない。そして今、伊賀市のほうに持っていった。やっぱりそこでほんまにがっちんこ違うけど、もう明日から持ってこんといてくれとなったら大変なことになる。その中で、そちらの交渉もあり、そして次の交渉もしていかなあかんというなかで、やっぱりこれをうまく進めていっていただきたいと、そのように申しておきます。

あとですね、町長がいろいろな施策をおっしゃられて、その中で違った角度から、これは数字的なことを今度、お聞きしたいと思うんですが、役場業務の効率化、そして、そういう諸事業の精査、そのあたりもされてこられました。それを一度どんな形で数字上、変わってきているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） ご質問いただきました役場業務の効率化と諸事業の精査につきまして、数字等ございますことから、私のほうからお答えさせていただきます。

はじめに、入札制度の見直しとして入札の透明性を図り、その競争性を高めることを目的に、平成30年6月から制限つき一般競争入札の対象工事を拡大する等の制度変更を行っているところでございます。具体的には、対象工事の設計金額を従来の2億円以上から5,000万円以上に引き下げ、さらに入札参加者の事前公表を取りやめ事後公表に変更しております。また、指名競争入札におきましても、受注機会を確保し競争性を高めるために指名業者数をふやすなどの取り組みを行い、これらの結果、平成30年度の建設工事に係る入札の平均落札率が86.5パーセントとなり、前年度の92.5

パーセントと比較して6.0ポイントの減となったところでございます。

次に、公共施設の電気調達では、これまで役場庁舎を含め全13施設を対象として一般競争入札により供給業者を決定しておりましたが、平成31年4月以降の2年間につきましては、いかるがホールと生き生きプラザ斑鳩の2施設を加えた15施設で入札を実施いたしました。さらに、工場系の電気調達として鳩水園、最終処分場、三井浄水場、第1浄水場の4施設につきましても新たに入札による調達を導入したところでございます。この結果、関西電力の基本料金と比較した単年度の削減効果額で約3,700万円程度の削減となり、前回の約1,500万円程度の削減と比較して単年度で2,000万円程度の効果があらわれるものと見込んでいるところでございます。

次に、平成30年度に実施した、いかるがホールの大ホール等の空調設備の更新についてでございます。これまでの整備方針により、熱源方式を従来の重油から電気に変更する予定で1億8,000万円を見込んでおりましたが、改めて検討を行い更新費用及び維持経費、さらに施設の耐用年数などを総合的に勘案して、既存の重油タンク等の設備を有効活用する重油方式のまま継続することに方針変更いたしました。その結果、更新工事費につきましては落札率が下がったこともございますが、約2,900万円となり1億5,100万円の削減が図られたところでございます。

最後に、一般会計の実質単年収支についてでございます。監査委員さんから、平成28年度、平成29年度決算での2年連続の赤字を指摘されており、早期の黒字化の実現についてご意見をいただいておりますが、平成30年度決算におきましては、小・中学校空調設備の整備に係る事業費の財源負担を含めながらも、実質単年度収支で451万7,000円の黒字となり、3年連続の赤字を回避できたところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） どの数値も改善といいますか、無駄をなくしているというような形で。バランスよくやっていただきたい。確かに進めていく方向から行くと、やはり今後の町財政ということを考えれば非常に厳しいものがある。まだまだ高齢化も進んでくると。まだ何ぼかは進んでいくというように報道されてますし、そういう予想もされている中で、だけど、やはり必要なものは必要と、このあたりのバランスですね、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思うんです。

私、2年前の決算委員会で、前の町長にちょっと質問したことがございまして、それをちょっと聞いてみたいなど。町長の旅費と宿泊費といいますか、それであの当時、ど

れくらい使っておられる、よく出かけておられると。本当に海外から国内外、もう本当にいろいろ行かれてと、出張されてたという記憶があるんですが、今、中西町長になってそのあたりの数字はどうなっているのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 町長の出張旅費につきましての増減に関するご質問だと思います。町長に係る普通旅費を除きます特別旅費につきましての支出合計額につきまして、前町長の小城町長時となる平成26年度から平成28年度の平均額と中西町長就任後の平成30年度を比較いたしますと、平成26年度が123万6,060円、平成27年度が128万5,620円、平成28年度が135万5,500円で、3か年の平均支出額が129万2,393円となっております。

そして、平成30年度の支出額は16万7,820円となっており、比較いたしますと112万4,573円減少している状況となっております。以上です。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 前町長は100万円を超えておられ、今の町長は16万円と。余りにもこれは判断が非常にしにくいので、これちょっと近隣の町長さん、どれくらい使ってはるか、もしわかればお願いします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 手持ちのほうがございますので、そのあたりのほうは正確には言えないんですけども、それほど大差がないと。いわゆる15万円程度もしくはそれ前後かなというふうには思っているところでございます。近隣の町さんにおきましても。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） それはそうですね。なかなかそういう資料というのは、うちの町で手に入るものではない。ちょっと無理な質問をしたかなと、今、思っております。その辺、大体、つかんでいっていただいて、それくらいだろうと。

ちょっと町長にお聞きしますが、いろいろな形で出張があると思います。その中で、失礼な言い方をちょっとしますが、削ってはるというか、そういうことなく、大体、自分が重ならない限り、出て行って、していただいているとは思っているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 言われるように、いろいろな出張等、出てくるわけがございます。それにつきましても、町のほうの公務と重ならない場合はそれらに行っております。重

なった場合は、やはり町のほうが事業的にも大事だということで、その出張を取りやめているような状況でございます。特に、そのように重なって出張行っていないということは余り件数は少ないというふうに思っているところでございまして、いろいろな形でやはり、そういう研修等、また出ていく中で、いろいろな方とのつながりというのもできてくるわけでございますので、そういう面でもやはり積極的に参加はしているというつもりでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、お話された、ほとんどできるだけ出かけて仕事をしていってるといってお話でしたので、ということは、私ら住民からすると、町長の方によって大きく金額が変わると。ほとんど10倍近く変わってしまうんだなと。これだけは間違いないというように今、思っているような次第です。

次に3番目の副町長の議会对応及び職責という形で、これを質問させていただきます。非常に私自身、悩み、どうしたものかなと。だけど、やはりこのあいだの8月の閉会中の総務委員会で、乾副町長がコミュニティバスの件で、乗り入れの件、そして笠町から王寺までの運賃190円をどうしていくかと。公平感の問題とか、また、よく活用してもらい、その角度からということで議論させていただいて、同僚議員からの質問に対し「もうあんまり利用される方が少ないと、そういうように、私自身考えている」と、しっかりとした言葉というのは、同じ言葉になってるかどうかはわかりませんが、それに近い言葉を発言されたと、そういうように記憶しております。

私は、あれから終わりました、それからちょっと私の工場に行っただけですけど、頭から離れませんねん。実際のところ、どういう思いで。なぜかと申しますと、ずっと話をしてきたはずですな。コミュニティバス、空に近いバス、1日、あのとき全部、今の倍ありましたので、10万円くらいは金額かかってますやんと。その中で、ちょっとでもぎょうさん利用してもらおうようにということで常々話をさせていただいたと。

その中で、この王寺の乗り入れというのは正直言って目玉と私は思っております。そして、今までもそういうような流れで来ておって、まさかこんな発言が出るとは思いません。その発言の真意について、お伺ひします。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 今、質問者がおっしゃいましたように8月23日の総務常任委員会で、このコミュニティバスの関係で、私の発言の中で「利用者が少ない」というような発言をさせていただきました。これにつきましては、後で答弁の追加といたしますか、

ということで、コミュニティバスに乗車されている方すべてが王寺駅に行かれるということはないということで、全体として少ないのではないかという表現をさせていただいたということでございます。これにつきましてはちょっと、若干、説明不足といえますか、適切な言葉ではなかったのかなと、今、思っております。

それとあともう1点は、このときに運賃がどうなるのかというご質問もございましたので、その中で、路線バスと同じ190円という運賃をとるということになりますと、やはり路線バスのほうが便数が多ございますので、やはりそちらのほうを利用される方が多くなるのではないかと。逆にこちらのほうが190円とるということになれば、利用が少なくなってしまうのではないかとということで、そういう意味もございましたけれども、少しちょっと若干、説明不足といえますか適切ではなかったということで、これにつきましてはちょっと反省をしているという状況でございますので、この点をご理解いただきたいと思います。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今ちょっとご説明いただいたけど、あのときの流れ、私も明確ではありませんが、はっきり言って「190円を徴収した場合に少なくなる」というようなお話でなかった。はっきり言って、「コミュニティバスに乗って王寺行かれる方が少ない」というような感じに私は取らせていただきました。それは見解。ただ、今年の2月19日、まだ半年ほど前ですね、総務常任委員会で副町長申しておられます。「王寺駅の乗り入れというのが、住民アンケートも多くの方にご要望いただいている。だからこれをするんやと」とおっしゃってる。だから、それから言っても、やっぱりちょっと齟齬があるというか、そのとき、そのときによって言葉を変えられているようにとれる。どうしてもこれ大切なんですね。やっぱり今このまま、今日も余り乗られてない、コミュニティバスがなると。その中で、大切なところでそういうような発言。ただ、「違うかった」と、「私の見解と違うかった」と、おっしゃるんだったら、もう一度ちょっとその件でお伺いします。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 委員会の後で、私もその発言について深く反省をいたしました。誤解を招くような発言をしてしまったなという反省をしております。もう少し適切な言葉で申しあげればよかったですけれども、本当に王寺の乗り入れにつきましてはアンケートを実施をさせていただいた中で、たくさんのご要望がございます。それ以前からも王寺駅の乗り入れについては要望をいただいております。また、当然、町長の公約で

もごさいますので、これについては遅くとも来年の4月ということですからかなり当初よりはおくれているという状況でございませうけれども、コミュニティバスの現状としては1台にさせていただく中でもやはり全体として利用は減っているという状況でございませうので、やはり利用していただくためにも、王寺の乗り入れについては実現していかなければならないというふうに思っておりますので、これにつきましてちょっと私の発言が適切ではなかったということで、誤解を招くような発言であったということは申しわけなかったというふうに思っております。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、そういう形で反省していると。それでしたら、ちょっとこのコミュニティバスをもうちょっとさかのぼりまして、去年の11月に、今現在、乗継券というような状態で笠町の停留所から乗ってこられた方のみに乗継券というものを配布していただいていると。これに関して、実際のところ、最初、委員会で聞かせていただき、これは議会対応になりますのでここで質問させていただきますが、ちょっとこれは問題。

バス停に待っておられる方は券がもらえなくて、バスに乗ってきの方は券を持っておられるというような形がやはり起こってしまうと、いかがなもんですやろと。住民同士、公平感というものが、まざまざとそこに不公平感というものがあらわれるのと違うかというようなご指摘をさせていただいて、そして、12月議会、私以外ほとんどの同僚議員、そのときの総務委員会、私は総務委員ではございませうでしたけど、オブザーバーとして参加させていただいて、ほぼ全員の方がその補正予算のときの内容を余り認識できなかったということで、またことしに入ってから総務委員会でこの話題をさせていただいたと。

なぜ、また元に戻ってこんな話をするんやとといいますと、やはり今現在、笠町のバス停で利用されている方から、私のもとに「何でこんな不公平なことを議会が決めはってん」と、「お宅、議員としておかしいと思っないんか」というような住民さんからの声がある。そして、あのとき僕、ひとつ覚えているのは、別に町長を擁護する気はなく、実際、あのとき生の声やったと思いますねん。総務委員会のときに。ちょっとあのときは暫時休憩中やったと思いますけど、なんでもっと早よでけへんねんと。なんでもっと早よ王寺に乗り……。そしたらこんなことをせんで済むやろうと、何でそれをせえへんねんと。それで今、副町長に質問させていただいたのは、公共交通会議の座長ですわ。それで、公共交通会議でもこの乗継券の話はされているはずで。なぜ、こういうような手法。まあ言うたら、これがもし早く進められてたら、何か初めのほうは公共施設の

時間帯とか諸問題の話をよくされてます。それから以降、急激に進んで、議員の中では「何でこんなに急に進み出してんやろ」というような声も聞いております。進めていただく、早よ進めていただくのはいいんですけど、もっと早よから、就任当初から、この話題はあったわけです。そして、なぜそれをこの1年9か月ですか、の半分に区切ったくらいのときから急に進んでいると。だから今現在も非常に問題を起こしているということで、私はこれを質問させていただいていると。

いうたら、そのときに議会に説明したのが、せんかったというだけの問題と違います。今現在、どう考えても問題がありますわな、正直言って。バス停で降りhatt方が券を持ってはる人いはる。昭和町やとか神南やとか笠町やとか紅葉やとかの方は持ってはらへん、そらなりますわ。そりゃあやっぱり、できるだけ問題のないように今後、進めていきたいということもおっしゃられてましたので、そのあたりどういようにお考えされてるかをお聞きします。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 今、質問者がおっしゃいましたように、王寺の乗り入れについてもっと早くできなかったのかということのご指摘もございます。これにつきましては、職員ともいろいろ協議をしていく中、また、関係機関ともいろいろ協議をしていく中でいろいろな問題が出ておりましたので、なかなか進んでおらなかったということがございます。これにつきましては、4月になって急に進み出したということをおっしゃっておりますけども、前の段階で準備を着々と進めておったということでございますので、これについては相当期間がかかってしまったということで、その間の一応、暫定的な措置として、今のこの乗継券ということが出てきたわけでございます。

これにつきましても、いろいろ今ある公平性の問題、いろいろおっしゃっていただいているんですけども、これにつきましては、この時もいろいろ議論、内部ではいろいろ議論をしたんですけども、この乗車券の乗継券を渡すという行為、これがどういう形で渡せるのかということがございますので、これについてはバス停に待っておられる方に乗継券を渡すというのがこれは非常にできない、困難であるという状況から、コミュニティバスに乗っていただく利用促進という意味で、このまま乗継券を渡して王寺まで行っていただくと。乗っていただく方に対してということで、そういう考えのもとで乗継券というのは発行、今しております。これはあくまでも当然、暫定的な形ということでございますので、できるだけ早く王寺駅乗り入れに向けて、今、協議を進めておるところでございますので、こういう形でご理解いただけたらなというふうに思います。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これも私とちょっと見解が、今、お答えを聞いて「違うな」と。何かといいますと、この乗継券は王寺への乗り入れができるだけ早くしたいのに、ちょっと時間を要してしまったと、そういう意味で発行されるものだと私は思ってます。

今、「利用促進」とおっしゃられましたな。利用促進というような形であれば、これ乗り降り、乗っていただいている方が増えとるわけですか。それやったら、また皆さんに説明できますので、いかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 乗継券を利用されている方については増えているという状況でございますので、これがまた王寺駅に乗り入れるという形になれば、その方がすべてコミュニティバスに乗っていただけるかどうかというのはわかりませんが、乗継券だけを考えますと、増えておるという状況でございます。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） すみません、私が聞いているのは、全体のコミュニティバス、確かに王寺の乗り入れによって、その部分的に増えてる、何か今、乗継券の発行枚数が増えるようなイメージ、僕は受けたんですけど、でなく、コミュニティバスの利用者、町内の。それが増えているのかどうかを聞きたいわけですねん、せやから、もしわからなければまた後日、総務委員会でも回答していただければと。ちょっとこれ、急な話ですんでね、もし答えられるのであればお願いします。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 2便から1便にさせていただきましたけれども、そのときと比べますと、1便の乗車数というのが変わらないと。1便当たりの乗車数というのは変わらないと。全体で言えばもちろん台数減ってますので。減っておりますけれども。1便当たりの乗降者数は変わらないということでございます。全体としては、だから減ってるという状況でございます。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） そら、もちろんですわ。そんな2台あったものが半分になってんから、総乗り入れというのは、よっぽどのことがない限り、そら増えませんやろ。ただ、もちろん同じベースで、今と同じパターンで増えているのかという質問をさせていただいたと。それで増えてないのであれば、乗継券の効果は出てないんですよ。だから、今おっしゃられたやつも、いつもちょっとそういうような形でご答弁いただいて、後から

「わからんな」というような形になってしまうと。こういうことがほかのところで、今ちょっとコミュニティバスに特化してちょっと質問させていただきましたが。

それと、ちょっと今度はコミュニティバスから離れて、ちょっと質問したいんですけども、これは非公式での話ですが、やはりこれも忘れられませんねん。実際のところ、私らが改選前です。3階に副町長が来られて、同僚議員と色々な形で話をしておるときに、今度どういう形で、町議会の選挙がありますので、ちょっと選挙の話になりまして、そこで、「副町長はご近所から出はりますな」と、「どうされるんですか」というような話をさせていただいたときに、「私は、近所から出る議員を全面的に応援する」と、これを私、耳に残ってる、「全面的」という言葉が私は残っております。

はっきり言って、そらいろいろあると思います。難しいと思います。だけど、やはり仲よう行く。議会と仲よう行くというときに、正直言うと私、頭を抱えました。「なんでそんなこと言わはんねやろ」と。やっぱり、みんな一生懸命選挙やってます。せやからやはり難しいですわと、よくわかります。立場もわかります。だけど、目の前にして、だから議会对応。それで、副町長、私は助役という言葉が好きなんですけど。やっぱり町長を助け、あのときは町長もおられましたので、町長がちょっと叱咤しはったことも覚えております。だから、やはり今の、最初のコミバスの話とちょっとテーマは違うけどよく似てるんですね。だから、こんな形でどういう意味で、どういう思いでというのが理解できない。そのあたり副町長、もし「いや、違いまんねん」と、ちょっと納得できるような形でご説明いただければと思います。

○議長（坂口徹君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 非公式ということでございますけれども、聞いていただいているという状況の中で、「近所であるので」という「全面的に」とそこまで申しあげたつもりはございません。少なからずとも私自身じゃなくて家族も含めて応援という意味で申しあげただけでございます、「全面的に」という話ではございませんので、当然地元であるという意味を含めて申しあげましたけども、これが適切な言葉ではなかったということで、これも私の発言に対してはやはり反省をしているというところでございます。

○議長（坂口徹君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 非常にこれは自分もかかわる選挙のことなんで非常に質問しにくかったんですけど、やはりじっくりいかなあかんと思います。それで今、おっしゃったけど、一緒に聞いていた同僚議員も数名おりますので、確認はさせていただきました。私はそう聞こえました。それで、なおかつ、「いやあ、もう皆さんの顔が浮かんでしゃあない

ですわ」とか、そういうような感じではなかった。やっぱり「難しい」とか「難儀ですわ」と。関西には非常にいい言葉あります。私、ビジネスでも使わせていただいています。関東方面にはない言葉です。そういうようなことをおっしゃられるかなと思えば、やっぱりこれが議会对応、副町長の責務じゃないんですか。やはり議会との両輪を円滑にするということがやっぱりなってきます。だから、正直、今ちょっと私が言ってることは、「私はそう申してない」というような形で申されましたので、確認はさせていただいて、また、これに対してお話しさせていただきたいなど、このように思います。

きょうは、ほかにもいろいろな形で同じようなことを言う。ただやっぱりプライバシーが絡んだりいろいろなことがあり、正直言ってここではちょっと質問をやめとこうというテーマもあります。だけど、私自身は、なんでそんなことしはるんやろと。人事権でそんなもん違うやろ、というように思いますが、そういうようなことも非常に、ちゃんとした説明をお受けしたいというように思っております。だから、また、これに関しては質問させていただきます。今すっきりできなかったです。「ああ、なるほど、そういう意味で言わはったんかいな」と。せやからもうえらい、逆に失礼なことを言うたなど、質問してしもたなというように思っておりません。やっぱり何か同じか逆に、何でやろう、おれ、聞いたんと違うなあと。僕が聞いた認識と違うな、というように、今、感じてるくらいですわ。これは大切なこと、男と男、大切なところになりますんで、私はそういうのを非常に大切にしていきたいと、このように思っています。

これで、この質問は終わりますが、やっぱり副町長の責務ということ肝に銘じていただかないと、ちょっと議会との関係は難しいと、私はそのように今思っていることを申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。議長のお許しをいただき、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、乳児用液体ミルクの備蓄について、質問をさせていただきます。

この質問は、平成30年の9月議会でもさせていただきました。「災害は忘れたころに」ではなく、今や日本列島のあらゆる地域で頻発をしております。だからこそ、そのときのための備えが重要です。液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、常温で半年から1年間保管ができます。粉ミルクと比べ1杯当たりの価格は割高になるものの、お湯の確保が難しい災害発生時にも乳児に飲ませることができることから、災害時には非常に活用できるものと思われております。欧米では普及しておりましたが、日本では2016年4月に起きた熊本地震の際にフィンランドからの支援物資の中に、この乳児用液体ミルクがあり、乳児を連れ避難していたお母さんたちから大変に喜ばれたとのことでございます。こうした経緯から、国産の液体ミルクの製造販売を求める声が高まり、日本での製造販売のための公的な基準を定めた改正厚生省令が2018年8月に施行されました。2019年1月31日、厚生労働省から明治と江崎グリコに液体ミルクの製造が承認をされ、消費者庁の販売許可を得て、明治はスチール缶入り240ミリリットル、賞味期限1年、江崎グリコは紙パック入り125ミリリットル、賞味期限6か月が発売をされております。乳児用液体ミルクを災害時の備蓄品として取り入れているのは、今現在、茨城県常総市、大阪府箕面市、東京都文京区、群馬県渋川市などの自治体です。大阪府の箕面市では、食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは保育園での日常の保育などで使い、使った分を補充していくローリングストックといわれる手法を活用することにしております。茨城県常総市では、賞味期限が迫った液体ミルクは乳児訪問や乳児健診などの際に無償提供するとのことでした。乳幼児を連れて避難した方が、避難所で数時間おきに沸騰したお湯で哺乳瓶を消毒をし、70度以上のお湯と粉ミルクで調乳をし、そして人肌に冷まして赤ちゃんに与えるということは、避難所の中で大変なことと思われれます。また普段、母乳を与えているお母さんも、被災したショックやストレスで母乳が出なくなることもあります。お母さんも安心をし、小さな命を守るためにも、斑鳩町として災害時の乳児用液体ミルクを備蓄するお考えはありますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（坂口徹君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害用液体ミルクの備蓄につきましてのご質問でございますが、乳児用の液体ミルクにつきましては、質問者がおっしゃいましたように日本では昨年の8月に厚生労働省におきまして制度改正がなされ、国内での製造販売が可能となったことを受け、現在、国内製品の販売も行われているところでございます。液体ミルクは粉ミルクと比較いたしますと、お湯とミルクで調乳する必要がなく、常温で保管そし

て使用できる製品であることから、特に災害時において有用であると考えられています。

この一方で、町におきましては、備蓄しているアレルギー対応の粉ミルクの賞味期限は1年6か月となっておりますが、液体ミルクにつきましては現在、国内で販売されている商品は6か月または1年となっており、短い状況となっております。また、販売価格につきましても、粉ミルクと比較いたしますと液体ミルクは2倍程度高い状況となっております。液体ミルクにつきましては国内製造、販売が始まってから1年余りであり、今後、技術開発や流通も進むことに伴い、賞味期限や価格の改善が期待できることから、先進地の導入事例状況も注視しながら、災害用備蓄用品としての乳児用液体ミルクの導入について、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。乳児用液体ミルクの販売が今まで禁止されてきたのは、厚生労働省の省令が乳児用の食品を粉乳と限定しているためでございました。また、液体ミルクは今まで日本になじみがなかったため、危険視する方もありますが、液体ミルクは粉ミルクより安全と言われております。WHO世界保健機関とFAO国連食糧農業機関が定める人工乳の調乳ガイドラインでは、粉ミルクより液体ミルクが推奨されております。母乳や粉ミルクまた今回のこのミルク以外に、命を保つための代替えがきかない乳児にとって、災害時のために有用に生かされるこの液体ミルクを備蓄しておくことは命を守るために優先されることと思います。災害は突然やってきます。いち早く乳児用液体ミルクの導入をご検討いただき、災害時の備蓄品として備えていただきますように、よろしく願いをいたします。

それでは次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

死亡に伴う町役場での手続きをわかりやすくご案内することについてです。

役場住民課では、受付ではいつも爽やかな来庁者への対応、ありがとうございます。

先日、ご家族を亡くされた方から、「亡くなった後の役場での手続きについて、大変、煩雑でしんどかった」との感想をいただきました。ご家族が亡くなって1週間から2週間の間に、役場だけで少なくとも10前後の手続きが必要となります。手続きごとに各窓口立ち、故人の名前や住所などを書かなければなりません。高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者の方も増えております。残された家族にとって、亡くなった方がどのようなサービスを受け、どんな書類が必要かもわからないことも多くあると予想されます。

そこでお聞きいたします。現在、住民課に死亡に伴う手続きに来られた方には、どのようなご案内をされておられますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 死亡に伴います町の手続き関係の現状でございます。

はじめに、手続きにつきましては、住民課の窓口で死亡届を出していただくこととなっておりますけれども、これにつきましてはほとんど葬祭業者の方が来庁されているという状況でございます。その後、後日でございますけれども、来庁されましたご遺族の方につきましては、住民課のほうで作成をしております死亡に伴う手続きに関する案内文を配付させていただいているところでございます。この案内文につきましては、役場での必要な手続きについて担当各課と窓口番号及び内線番号を記載をさせていただいた簡易なものでございます。亡くなった方の年齢や加入していた保険等で必要な手続きや担当課もそれぞれ異なりますことから、ご遺族の方よりお問い合わせをいただいた場合等、住民課受付にて丁寧な案内に努めているところでございます。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。大分県別府市などでは、庁舎の一角に「おくやみコーナー」を設け、家族が亡くなったときに役所で必要な手続きを一元的に受け付けてくれる取り組みを始めております。そのコーナーでは、遺族からの1枚の届出書をもとに、死亡に関する各課の届出書を一括で作成補助し、手続きに必要な課を選別をいたします。その後、遺族に各窓口に行ってもらうか、各課の職員が順次、コーナーに出向くかを決めていただき手続きを完了いたします。このことにより、手続き漏れの防止につなげることができるということです。斑鳩町として、将来的に「おくやみコーナー」のような取り組みをされるお考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 「おくやみコーナー」の設置についてでございますけれども、現行業務の中で、各種申請書をひとつの窓口で作成補助とすることにつきましては、現在の体制等を考えますと、大規模なシステム改修等が必要となってきますことから、また必要な人員及びスペースの確保等がありまして、なかなか難しいものというふうに考えております。しかしながら、質問者が言われますとおり、死亡に伴う手続きは複数の部署にまたがり内容もまちまちでありますことから、ご遺族の方の心理的負担等も大きいことから、現在、配付をしています案内文よりも詳細なリーフレットを作成いたしまして、ご遺族の負担を軽減いたしますとともに、今後も職員等のそういった柔軟な対応によりまして、丁寧なご案内に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 死亡に伴う手続きに必要な詳細なリーフレットを作成をしていただけるとのことです。どうかわかりやすいように、字も少し大きくしていただいて、よろしくお願い申し上げます。「おくやみコーナー」のような一元的なコーナーを設置することはたとえ厳しくても、役場受付などに「死亡に伴う手続きについて、お気軽にお尋ねください」等の表示をしていただきまして、来庁者の皆様が尋ねやすい環境づくりをしてみてくださいのはいかがでしょうか。大切なご家族を亡くされた家族の思いに寄り添うようなサービスの向上を、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の3つ目の質問でございます。

3つ目に、持続可能な開発目標（SDGs）の観点から、斑鳩町のゼロ・ウェイストの取り組みについてお伺いをいたします。

平成28年5月8日にゼロ・ウェイスト宣言をしてから約2年が経過をいたしました。8月号の広報いかるがにも、ゼロ・ウェイストの取り組みが掲載をされております。

「斑鳩町では、平成30年度の家庭からのごみの排出量は約4,610トン、平成11年と比較して38パーセント、量にして2,800トン以上のごみの発生量そのものが減少している状況であり、住民おひとりおひとりの努力の結果が数字としてあらわれています」と、記されております。そこで、斑鳩町のゼロ・ウェイストの取り組みの現状と課題、今後の展望についてお伺いをいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） ゼロ・ウェイストの取り組みの現状と課題、今後の展望ということでございます。平成29年5月8日に制定をいたしました斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言は、次世代を担う子どもたちのため、そして未来の地球環境、未来の斑鳩のため、ごみを燃やさない、埋め立てない、限りなくごみをゼロにするまちを目指して、さまざまな取り組みを積極的に推進することとし、このことを町の決意宣言として広く内外に公表することを目的に制定したものでございます。

この斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言は、決意表明の宣言文である「斑鳩まほろば宣言」と、その行動内容を示す「斑鳩まほろば行動宣言」により構成しており、この宣言内容に基づき、ごみゼロのまち斑鳩の実現に向けた具体的な取り組み、事業内容等の計画として、平成30年3月に「斑鳩まほろば宣言・推進計画」を策定し、総合的・計画的にごみ減少化・資源化施策、ごみゼロのまちづくりを推進しているところでございます。

計画の内容といたしましては、具体的な取り組み、事業内容等を示し、それぞれの実施時期として短期計画は平成30年から令和2年度の3年間、中期計画は令和3年度か

ら令和5年度の3年間、長期計画は令和6年から令和9年度の4年間の3段階に分けており、現在はその短期計画における取り組みを進めているところでございます。この短期計画の具体的な取り組みといたしましては、次世代を担う子どもたちへの教育の充実として、各小学校でのごみ分別博士養成講座やごみのゆくえ探検ツアーの開催、また、2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくりとして、ありがとうき市の開催やリユース市の開催などに取り組んでいるところでございます。また、生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進といたしまして、生ごみ分別収集モデル事業や生ごみ自家処理の推進、町ぐるみによる取り組みの推進として自治会別環境問題学習会などでゼロ・ウェイストや食品ロスの削減に向けた周知啓発に取り組んでいるところでございます。

また、本計画の目標数値でございます斑鳩町一般廃棄物処理基本計画との整合性から、令和2年度には1人1日当たりのごみ排出量を742グラム、資源化率69パーセントを短期的目標としておりますが、平成30年度では1人1日当たりのごみ排出量729グラム、資源化率54.1パーセントであり、資源化率については短期的目標を達成するには厳しい状況となっているところでございますが、計画策定後1年を経過したという状況でございますことから、進捗管理なども行いながら、着実に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 町ぐるみの取り組みを推進をしていただき、大変にありがとうございます。

次に、海や川のプラスチックごみ汚染についての町の認識についてです。

今、世界的に話題になっているのが使用済みのペットボトルやレジ袋などのプラスチック製品が川などから海に流れ込み、ごみとなって海に漂い、海の環境や生物に影響を与えています。死んだ鯨の胃袋から何十枚ものレジ袋が発見されたとか、ウミガメの鼻の穴にプラスチックのストローが入り込んで抜けなくなっていた。また、河口近くの魚の胃袋の中に直径5ミリ以下のマイクロプラスチックが発見されていること等、人間の生活ゾーンから川を通して海に流れ込み、深刻な状況を及ぼしております。斑鳩町には海はありませんが、富雄川、竜田川、大和川などの川に面しております。私たちの住む町からも川を通してプラスチックごみやペットボトルなどが海へ流れ込んでいくこともあると思われます。町として、このことをどのように認識をされておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 海や川のプラスチックごみ汚染についてでございます。

この海洋プラスチックごみ問題についてでございますけれども、現在、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で少なくとも年間800万トンあると言われております。また、海洋に漂うプラスチックごみの重量は。今の状況が続きますと、2050年には魚の重量を上回ると言われており、国際的な関心が一層高まっているところでございます。最近では、海洋プラスチックごみの中でも直径5ミリメートル以下の微細なプラスチック粒子でございますマイクロプラスチックによる影響も懸念されているところでございます。このマイクロプラスチックについては、海洋汚染は世界各国で観測され、日本近海でも広がっており、環境省の調査によりますと日本近海に浮遊するマイクロプラスチックの量は世界平均の27倍であり、日本の周辺海域はマイクロプラスチックのホットスポットであると、そういった報告もされているところでございます。

また、このマイクロプラスチックはもともと浮遊する添加剤や海洋を浮遊する間に吸着する化学物質が植物連鎖により生物の体内に取り込まれ、議員がおっしゃられたように、生態系や人の健康への影響も懸念されているところでございます。このことから国においては、マイクロプラスチックを含むプラスチックの海洋への流出状況や人・生態系への影響についての実態を把握するとともに、陸域でのプラスチック資源の循環やポイ捨て、不法投棄の撲滅を徹底した上で、清掃活動を含めた陸域での廃棄物の適正処理、マイクロプラスチック流出抑制対策、海洋ごみの回収処理などを着実に進めていくことが重要でありますことから、海洋漂着物処理推進法の改正やマイクロプラスチック資源循環戦略の策定を行われたところでございます。また、本年6月15日から16日にかけて、長野県軽井沢で開かれました主要20か国地域エネルギー環境閣僚会合において、海のプラスチックごみ対策に特化した国際的な枠組み構築に参加各国が合意され、今後、海の汚染低減に向け、取り組みが加速されるものと考えております。

当町といたしましては、日常生活から排出されるプラスチック製品についてはその他プラスチック類等として分別回収し、資源化処理等において適正に処理を行っているところではございますが、ポイ捨てや不法投棄などによるプラスチックごみが河川から海へと流れている現状があり、海に面した地域ではございませんが、1人当たりプラスチック容器包装の排出量が世界で2番目に多い我が国の責任は重く、そして、世界全体で早急に取り組みを進めていくべき問題であるというふうに認識をしております。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。このプラスチックごみ汚染を減らすた

めにマイバッグ持参を呼びかける意識啓発や川から海へのプラスチックごみの流出を防ぐ活動への呼びかけをすること、また、ポイ捨てが川を汚し海ごみになることを考える環境学習にも力を入れるなど、積極的に取り組むことが大事であると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） プラスチックは軽くて丈夫で持ち運びしやすい、さまざまな製品に加工しやすいなど多くのメリットがあり、世界中でさまざまな製品として使用されているところでございます。しかし、その中にはレジ袋やペットボトル、使い捨ての食器、商品のパッケージなど、使い捨てにされるプラスチックも多くあるところでございます。このようなプラスチックごみがポイ捨てされたり屋外に放置されたりすると、雨や風によって河川に入り海に流れてしまい、海のプラスチックごみのほとんどは陸からのプラスチックであるというふうに言われております。

このような要因による海洋プラスチックごみ問題が問題視されている中、現在、斑鳩町におきましてはポイ捨てや不法投棄の対策としてクリーンキャンペーンなどの清掃活動の実施や環境問題学習会での啓発や禁止看板の設置、また環境パトロールによる監視活動などに取り組んでいるところでございます。また、家庭での分別の監視役を担っていただくため、毎年、小学4年生を対象に「子どもごみ分別博士養成講座」を開催し、分別の必要性などについて講座を行っているところでもございます。

また、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会、通称エコるがでございますけれども、こちらにおきまして、年2回、町内大型スーパーにおきましてマイバッグ持参率の調査や啓発活動を実施しているところでございます。

プラスチックもきちんと分別すれば、資源としてリサイクルすることができますことから、今後も引き続き、さまざまな機会をとらえて分別の徹底やポイ捨て等の禁止に対する啓発や環境学習の充実を進めますとともに、多くの方々に清掃活動に参加をしていただけるような機会の提供に取り組むことで海洋プラスチックごみ問題に対する取り組みの機運の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。「斑鳩まほろば行動宣言」の5番に、「町ぐるみによる取り組みの推進 ごみを燃やさない、埋め立てないまち 『ゼロ・ウェイスト』の実現のため、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進します。また、関心の低い人などへの周知啓発を行い、意識の向上を図ります。さらに、高齢者

や子育て世帯などにも配慮した取り組みを推進します」とあります。また、6番目には、「ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備などに向けた働きかけの推進 拡大生産者責任の徹底や容器包装のデポジット制度導入など、ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備や取り組みの推進を国・関係機関、事業者などに働きかける」と、このように明記をされております。

世界文化遺産のあるまち斑鳩町の責務として、今後とも町ぐるみでゼロ・ウェイストに取り組んでいきたいと強く念願をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、溝部議員の一般質問をお受けいたします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まずは、児童虐待につきまして、お伺いいたします。児童虐待につきましては、相変わらず全国各地で痛ましい事件が起こっております。児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成30年度は約16万件、統計を取り始めた1990年度の約千件から増加を続けております。そして、虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子どもが命を落としております。このような現状から、情報共有の徹底、虐待相談に適切に対応できる児童相談所や市町村の職員体制の強化、虐待を受けているおそれがある児童の早期発見・対応が重要課題かと思っております。そこで、斑鳩町の児童虐待防止対策の強化に向けての取り組みについて、また、現状について、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 斑鳩町での児童虐待についての取り組み状況でございます。斑鳩町におきましては、児童虐待対応のための体制整備といたしまして、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対しまして、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換や支援内容の協議を行う機関といたしまして、平成21年度から斑鳩町要保護児童対策地域協議会を設置しているところでございます。この協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置き、児童相談所、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、斑鳩町医師会、斑鳩町歯科医師会、町内の幼稚園、保育所、学校、町行政など、各関係機関の委員が連携・協力のもと要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めてい

るところでございます。具体的な取り組みといたしましては、町に児童虐待の通告があった場合、休日、夜間等にかかわらず担当者が直ちに安全確認を行い、必要に応じて児童相談所に通告を行っております。また、虐待の可能性が高いと判断される場合等には個別ケース会議を開催をいたしまして、それぞれの子どもに最も効果的な援助を行うための情報交換や支援方法についての協議を行っているところでございます。

また、実務者会議におきましては、斑鳩町要保護児童対策地域協議会が支援を必要としている全ケースについて1件ごとに経過を確認し、今後の支援内容の協議を行うほか、平成25年度からは児童虐待を防止するための町独自の新たな取り組みといたしまして、児童虐待防止補助員、通称「子育て支援員」を配置をいたしまして、町や児童相談所において児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認を行いますとともに、保護者に対し継続的な相談援助等の支援を行っているところでございます。さらに、平成30年4月からは、斑鳩町要保護児童対策地域協議会の調整機関であります福祉子ども課に専門職として保健師を配置しているところでございます。また、斑鳩町要保護児童対策地域協議会が管理いたします全ての児童家庭相談ケースにつきまして、児童の情報や経過記録、児童・生徒の出欠状況、会議情報などの煩雑なデータを一括管理しますシステムを導入いたしまして、町内における情報共有、事実確認、情報収集等の迅速かつ適切に行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めるなど、機能強化を図るための予算措置及び人員の配置を行ってきたところでございます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。次に、2019年6月成立の改正児童福祉法では、一時保護などの介入と家庭の再構築を担う支援を担当する部署に明記されましたが、奈良県では早くから役割分担が行われていたと思いますが、現状と課題について伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 児童虐待の関係の現状をまず説明をさせていただきたいと思っております。先ほど、申しあげました斑鳩町要保護児童対策地域協議会において管理しているところについて、ご説明をまずさせていただきます。本年8月末現在でございますけれども、身体的虐待児が35人、性的虐待児が2人、育児放棄・ネグレクトが25人、子どもの面前における父から母、または母から父への暴力などの心理的虐待児が37人、若年出産や精神疾患など出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦が5人となっているところでございます。

主な虐待者といたしましては、実母が49人、実父が30人、その他が7人となっております。この支援が必要な家庭数は年々増加している現状でございます。相談内容も複雑化していますことから、児童相談所や警察など関係機関との役割分担の連携の強化が現在、課題となっているという状況でございます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 国の基準では、児童福祉司1人当たりの相談事案は40件と規定していますが、奈良県中央子ども家庭相談センターの現状と来年の体制について、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 奈良県中央子ども家庭相談センターの状況でございます。

児童福祉司1人当たりの対応件数でございますけれども、平成29年度につきましては児童福祉司1人当たり54.9人、平成30年におきましては58.9人の対応を行っているというふうに回答をいただいているところでございます。また、本年度におきましては、虐待の対応件数が確定しておりませんことから現段階ではお答えできかねますということでございます。また来年度以降の体制についてでございますけれども、児童福祉法施行令の職員配置の規定に基づき、児童福祉司等の増員に努めてまいりたいというふうに考えておられるとの回答をいただいているところでございます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 県は職員の加配など組織体制の強化が図られますが、斑鳩町の職員さんの負担はいかがでしょうか。ますますふえる相談や多様化する児童虐待に対応できるのでしょうか。2010年に虐待死が起きた桜井市では、担当職員だけでなく、全職員に児童虐待対応マニュアルを配付し、また配付だけでは読まない職員もいるので研修などを開催し、理解しているかどうか確認までしている取り組みを行っていますが、少ない担当職員の負担軽減や地域の総合力のアップにもつながる取り組みだと思いますが、斑鳩町でも取り組んでみてはいかがでしょうか。そうすることによって、担当職員の精神的な負担軽減になるのではないのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 児童虐待への町職員を含めたそういった取り組みということでございます。この児童虐待の早期発見や未然防止には関係機関との連携が不可欠でありまして、斑鳩町におきましても斑鳩町要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの強化に取り組んでいるところでございます。また、要保護児童対策地域協議会

調整機関への専門職配置が義務づけられ、平成30年度から先ほども申しあげましたが福祉子ども課に保健師の配置を行い、調整担当者研修会も受講いたしまして、児童福祉法に基づく修了書を受領しているという状況でございます。さらに、実際に支援家庭との対応を行います福祉子ども課、健康対策課、教育委員会等の職員につきましては、各種研修会への参加や奈良県が市町村要保護児童対策地域協議会の機能向上との連携強化を目指して発行してます市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアルにより児童虐待の対応を行っているところでございます。児童虐待への対策は役場職員はもちろんのこと地域全体、社会全体で取り組むべき課題であり、桜井市をはじめ先進地の取り組みについての調査研究を行いますとともに、職員への研修を含めまして総合的な支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 担当の職員の方が職務上の悩みや困り事を日常的に相談できる仕組みが存在し、機能しているのか、仕事の上で脅されたりとかしたときに職員が勇気を出して立ち向かえるだけのバックアップ体制が確立されているのか、さらなる充実した体制の強化に努めながら、また本日の提案も検討していただきますように要望し、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、ドライブレコーダー導入に対する補助金の創設についてであります。

1999年に東名高速飲酒運転事故。飲酒運転のトラックが4人家族の乗用車に追突し1歳と3歳の兄弟が死亡した事件から、危険運転致死傷罪の適用要件が厳しくなったのにもかかわらず、連日報道でもよく目にします全国で発生しているあおり運転などによる走行中のトラブルについて、走行中の記録映像が犯罪被疑者の検挙率向上につながることで、また運転者の安全意識の高揚を図り、安心安全で住みよい斑鳩の実現に資すことから、斑鳩町でもドライブレコーダー購入費用の補助を検討してはいかがでしょうか。

今現在は、神奈川県、鳥取県、そして奈良県の五條市で補助が導入されています。

斑鳩町の考えをお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 昨今、あおり運転などによります走行中のトラブルや交通事故が問題視されておりますが、ドライブレコーダーの記録が証拠となりますことから、設置することによりあおり運転によるトラブルへの抑止効果が期待されるということにつきましては十分認識をいたしているところでございます。

しかしながら、本来、ドライブレコーダーの役割といたしましては、交通事故やトラ

ブルが起きたときの正確な状況を把握するものでございます。そのことにより運転者が自身の正当性がある場合に、それを証明することができるものでございまして、運転者自身がいわゆる自助のひとつとして設置するものというふうを考えているところでございます。また、ドライブレコーダーの搭載率は、近年急速に増加してきておりますことから今後、さらに普及拡大が予想されまして、近い将来にはドライブレコーダーの設置が一般的になっていくのではないかとというふうにも考えているところでございます。

このようなことから、ご提案をいただきましたけれども、ドライブレコーダー導入に対する補助制度の創設につきましては、現在予定しているものではないということをご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 現在、報道されているあおり運転はもっとあると考えます。2018年1月から10月に車間距離不保持で摘発した件数は1万3千件であります。これは東名高速での事件が社会問題になって重点的に取り締まれるようになってからの数字であり、さらに警察官に現認されて摘発に至った件数なので、あおり運転の実際の件数はもっと多いことは間違いありません。安心安全で住みよい斑鳩の実現に資すことから、斑鳩町でもドライブレコーダー購入費用の補助の検討をよろしくお願いいたします。続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

流域下水道事業維持管理費の負担軽減につきましてでございます。最後はふだんは目にすることのない下水道についての質問であります。下水道は、見えないところで私たちの安全安心で快適な生活を支えています。また、下水道事業は多額な費用がかかる事業でもあり、町職員の皆様には最小限の費用で最大限の効果が発揮されるよう、日々、努力していただいておりますが、先月、8月24日の奈良新聞にも取り上げられていた流域下水道処理場の運営に係る維持管理負担金問題について調査をいたしましたところ、問題点が何点か見受けられましたので質問いたします。奈良県内4つの流域下水道処理場の運営にあたり、施設を利用する市町村が奈良県に支払っている維持管理費の負担金についてであります。まずは、ひとつずつ確認をしていきたいと思っております。斑鳩町公共下水道事業の状況と奈良県の流域下水道事業の状況についてお伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 斑鳩町の公共下水道事業と奈良県の流域下水道事業の状況についてのご質問でございますが、まず、本町の公共下水道事業についての状況を申し上げます。本町の事業は平成16年度末に下水道の供用を開始いたしまして、平成3

0年度末現在、241ヘクタールの整備を完了し、下水道を利用することができる供用人口が約1万6千人となっておりまして、普及率が約59パーセントでございます。このうちご利用いただける接続人口は約1万1千人で、接続率は約69パーセントとなっているところでございます。また、決算の状況といたしましては、事業規模といたしまして17億6,773万1千円の歳出額となっているところでございます。他会計繰入金となります町の一般会計からの繰入金は5億1,009万4千円となり、平成30年度末の起債償還残高は86億4,800万3千円となっているところでございます。

次に、奈良県の流域下水道事業の状況についてでございますが、大和郡山市にあります浄化センター、広陵町の第二浄化センター、宇陀市の宇陀川浄化センター、五條市の吉野川浄化センターの4つの処理場及び幹線管渠等の施設を一括して運営をされているところでございます。平成29年度決算の数字でございますけれども、事業規模としまして95億3,178万1千円の歳出となっております。事業の財源となります市町村からの負担金では、維持管理負担金が68億8,429万4千円、建設負担金が6億8,757万円となっているところでございます。県の一般会計からの繰入金は7千万円、平成29年度末の起債償還残高は230億8,114万7千円となっております。

なお、ただいま申しあげました流域下水道事業における金額につきましては、県から提供を受けた資料によりますことをご了承いただきたいと思います。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 奈良県の一般会計から流域下水道事業特別会計への繰り入れが総務省が示している基準額が平成29年度では約10億円であるのに対し、7千万円と少ないようにも見受けられます。また、市町村が支払っている建設負担金においても、本来、県が負担すべき建設費の償還金を含める形で算出しており、問題があるのではないかと思います。そこで、斑鳩町が負担している流域下水道負担金、維持管理負担金の単価について、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 斑鳩町の汚水を奈良県流域下水道の浄化センターで処理するために必要となります維持管理負担金の単価についてでございます。この単価につきましては、汚水の種別や排水量、水質等により区分されておりますが、わかりやすい名称で説明をさせていただきますと、主に各家庭から排出されます汚水につきましては「一般排水」と呼んでおりまして、税抜きの単価で1立方メートル当たり54円でございます。次に、工場や事業所等から排出されます汚水につきましては排水量が300を

超え750立方メートルまでを「中間排水」と呼んでおりまして、税抜き価格で1立方メートル当たり86円でございます。また、排水量750立方メートルを超えた量につきましては「特定排水」と呼んでおりまして、税抜き価格は1立方メートル当たり114円となっております。なお、平成29年度の斑鳩町の汚水排水量と負担金でございますが、一般排水で排水量が105万3,954立方メートルで、その負担金は6,146万7千円、中間排水の排水量は1万3,377立方メートルで、その負担金が124万2千円、特定排水につきましては排水量1,475立方メートルで、その負担金が18万2千円となっております。総排水量は106万8,806立方メートルに対して流域維持管理負担金の合計は6,289万1千円となっております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） では、こちらの流域下水道の維持管理負担金の単価の設定については奈良県からはどのように説明されていらっしゃるでしょうか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） この流域維持管理負担金は昭和49年度に最初の単価設定が行われまして、以降、4回の改定が行われて平成27年度に現在の単価であります、一般排水で申しますと1立方メートル当たり54円に消費税8パーセントを加えました58円32銭の設定となっております。この単価の設定につきましては、原則としまして2年ごとに県と流域下水道に関連する市町村が単価設定についての協議を行い、調整をいたしているところでございまして、現在の単価設定は令和2年3月までの適用期間となり、期間内に県と市町村が協議を行ってそれ以後の設定を行うという予定となっております。この単価設定の協議につきましては、1立方メートル当たりの処理にかかる費用をまず算出いたします。これを汚水処理原価と申しますが、この汚水処理原価と比較して現在の単価または今後の単価について検討を行うことといたしております。この汚水処理原価は、流域下水道の処理場等の維持管理にかかった費用として人件費、運転管理委託費、汚泥処分費、修繕費、光熱水費、薬品費、燃料費、建設費に係る元利償還金、その他経費を、流域下水道で処理した汚水量、これは有収水量と申しますけれども、この有収水量で除した数値を汚水処理原価となるものがございます。平成29年度のこの汚水処理原価は流域下水道の処理場の維持管理にかかった費用といたしまして69億445万2千円を有収水量1億1,002万6千立法メートルで除しました62円75銭となりますことから、現在の単価58円32銭より処理費用が高くなっておりまして、単価据え置きとの判断をなされているというふうに聞

いているところでございます。

このように毎年度、奈良県から流域下水道の汚水処理原価が示されることによりまして、流域維持管理負担金の単価設定の説明を受けているという状況でございます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 一般排水単価税込み62円のところを58円に安く設定していただいているという説明ではありますが、下水道法の受益負担の原則から見れば、奈良県が採用している一般排水単価58円は実は高いのではないのでしょうか。

確認のため、奈良県流域下水道における処理区分ごとの市町村負担金と維持管理費の収支はどのようになっていますか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 最初に、奈良県の浄化センターごとの市町村負担金と維持管理経費についてお答えをさせていただきます。

奈良県から提供を受けました資料でございますが、それによりますと平成29年度の流域下水道事業は本町の汚水が処理されております浄化センターにおきましては、市町村からの負担金が約46億3千万円、維持管理にかかる費用が約34億8千万円となり、収入支出の差し引きでは約11億5千万円のいわゆる黒字となっております。次に、第二浄化センターでは、負担金が約19億3千万円、維持管理にかかります費用が約22億3千万円で差し引き3億円のマイナスでございます。次に、宇陀川浄化センターでは、負担金が約1億1千万円、維持管理にかかります費用が約5億3千万円となり、差し引きは約4億2千万円のマイナスでございます。最後に、吉野川浄化センターでは、負担金が約2億1千万円、維持管理にかかる費用が約6億6千万円となり、差し引き4億5千万円のマイナスとなっております。なお、県の資料による金額によりますと共通的な経費、この4施設の共通経費につきましては按分計算により算出した額というふうに説明を受けているところでございます。

次に、浄化センターにおける費用管理負担金についてでございますが、奈良県のいわゆる考え方ではございますけれども、奈良県の流域下水道事業は県内4か所の処理場をひとつの事業としてとらえて運営をしておりますことから、汚水処理にかかる維持管理負担金単価につきましては県下統一単価として設定をいたしているところでございます。これは、奈良県内を4か所の処理場を配置することによりまして、下水道の目的であります生活環境の改善や水質の保全を図ることとし、県民全体で汚水処理事業を支えるという観点から設定されているということでございますので、ご理解をいただきますよう

よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今のご答弁を聞いていると、やはり一般単価が高いのかなと思われまふ。ご答弁の中で、斑鳩町が加入している浄化センターの維持管理費用は約34億8千万円であり、加入している市町村負担金の総額は約46億3千万円とありましたが、その差額、黒字の11億5千万円は一体何に使われているのか、ということから、平成29年度決算を見てもみますと、偶然にもほかの3か所の施設維持管理費の赤字分が約11億5千万円となつてまふ。ほかの施設への赤字の補填は下水道法の受益負担の観点から、法律的に問題はないのでしょうか。

また、全国的に見ても珍しい統一単価を設定している県は全国で奈良県、沖縄県、東京都の3県だけです。沖縄県では一番安い処理施設の単価を統一単価、一般排水単価とし、その差額分を県が負担しています。それが本来の受益負担ではないかと考えまふし、下水道法を見てもみますと、そのように解釈されていると思ひまふ。なお、東京都は資料提供をお願ひしても反応がないので、調査はできておりません。

ご答弁をもとに、受益者負担の原則から斑鳩町の一般排水単価を簡単に積算いたしまふと、一般排水単価約46.35円となります。県の言い分もございまふしですが、やはり幾らかは下げることができると考えまふ。

その経費削減は年間約1,500万円になりますので、ぜひ、斑鳩町としてもしっかりと負担金軽減の要望をしていただきますようにお願ひいたします。

また、奈良県全体で汚水処理水事業を支えるということには、なかなか反対することはできませんが、そもそもその説明がおかしいかなと思われまふ。宇陀川浄化センターは、県の流域下水にすんなり入られましたでしょうか。本来でしたら、県管理の流域下水には入れないから、各市町村の合意を求めたと思ひますが、そのときに維持管理費の赤字分は市町村が負担するような、そんな丁寧な説明を受けましたでしょうか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 宇陀川浄化センターにおきましては、もともと県が管理している中で大宇陀町、榛原町、菟田野町で構成をされてまして、それらの町の流域を管轄する浄化センターということでございまふしが、平成18年に宇陀市に合併となりまして、そういうことから現在、宇陀市のみが流域市町村となっているということでございまふ。合併するに当たりまして、その当ても流域市町村が1市になってしまうということで、宇陀市の公共下水道として管理していくべきではないかとの議論もなされて

いたということではございますけれども、県からの説明などにおきましては、以前から県の流域下水道施設として建設・運営をしていることから、この大きな施設を1市で賄っていくことが困難ではないかということ。次に、宇陀市には室生ダムなど奈良県の水道の水源となる施設が多数ありまして、県全体で水源地の環境を保全をしていかなければならないだろうということ。3点目といたしまして、奈良県の下水道計画は、もともと大阪湾流域総合計画のもと策定されておりまして、大和川も宇陀川も同じ計画に基づいたものでございまして、国におきましても同一計画に変更することについては同意をされたということ。これらのことによりまして、合併後も県による流域下水道施設として維持管理していくとの方針が決められまして、現在も運営されているということでございます。各市町村につきましても、県からこれらの説明を受けまして、了解をいたしたという状況でございます。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。話を流域下水道維持管理に係る負担金の軽減に戻していきたいと思っております。先ほどから申しあげますように、受益者負担の観点から、負担軽減は可能と考えますが、斑鳩町の現在の維持管理負担金の単価についての認識について、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 維持負担金の単価についての町の考えということでございますが、本町におきましては、下水道事業会計を平成30年度から公営企業会計に移行いたしまして健全な事業の経営に向けて取り組んでいるところでございました。平成30年度の決算額では、下水道使用料が1億4,851万5,374円に対しまして、その使途として流域下水道管理運営負担金が6,603万8,471円となりまして、使用料の44パーセントを占めているという状況でございますことから、流域下水道事業につきましましては、より一層の効率的な施設の維持管理と適切な財源の確保によりまして、維持管理負担金の単価について県下統一した値下げをご検討いただきたいというふうに思っているところでございます。

こうしたことから、下水道事業に係ります市町村等で設立しております各種協議会におきましても、県下市町村と連携をいたしまして、流域下水道事業における多様な課題につきましまして協議や情報交換を行い、奈良県に対しまして要望等を行っているところでございます。先般7月に開催されました奈良県下水道協会主催の流域下水道維持管理費等負担金に関する会議におきましても、26市町村の意見交換が行われまして、その中

で、本町も市町村の下水道事業の経営状況を踏まえて、維持管理負担金の単価設定をお願いいたしますとともに、流域下水道建設費の一層の精査や各施設の有効利用による合理化策に努めていただくようご意見を申しあげたところでございます。

本町の下水道事業は、流域関連の公共下水道として県とは密接な関係を有しておりますことから、今後も下水道事業の持続可能な運営が図れるよう、県に対しまして協議や要望を継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 本来、下水道法に明記されている市町村の負担金について、第31条の2項には、「流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道または流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度においてその設置・改善・修繕・その他の管理に要する費用の全部または一部を負担させることができる」とあります。そして、その費用について、同項の規定により「市町村が負担すべき金額は当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定められなければならない」とあります。しっかりと県から情報提供を受けて、納得した上で合意形成に至るように取り組んでくださるよう要望いたします。

また、ほかの都道府県では受益負担の原則との整合から、統一単価を採用しておりません。本日のような情報をまだ知らない市町村もございますので、本日の一般質問を機に、斑鳩町の担当課には積極的な問題提起をしていただき、負担軽減に取り組んでいただきますよう要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。また、この後、議会運営委員会の開催が予定されておりますので、関係委員にはご出席いただきますようお願いいたします。

本日は、これをもって延会といたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時41分 延会）